進出形態の比較表

	外国会社		内国会社	
	駐在員事務所	日本における営業所（日本支店）	株式会社	合同会社
継続取引の可否	不可	可	可	可
登記の必要性	不要	必要	必要	必要
登録免許税	不要	90,000 円	資本金額の 0.7％（最低 150,000 円）	資本金額の 0.7％（最低 60,000 円）
資本金	不要	不要	1 円以上	1 円以上
意思決定機関	本国法人	本国法人	取締役（取締役会）	社員
日本居住代表者の要否	不要	日本における代表者のうち 1 名以上は日本に在住している必要あり	法律上は不要	法律上は不要
役員等の任期	-	本国法に従う	原則 2 年 1 年～10 年の間で設定可能	定めなし
計算書類の開示	不要	本国法人が株式会社類似の場合、必要	必要	不要
債権者に対する責任	無限責任（日本での取引等に起因する債務につき、本国法人が無制限に責任を負う）	無限責任（日本での取引等に起因する債務につき、本国法人が無制限に責任を負う）	有限責任（日本での取引等に起因する債務については、原則日本法人限りで、本国法人に責任は及ばない）	有限責任（日本での取引等に起因する債務については、原則日本法人限りで、本国法人に責任は及ばない）
訴訟リスク	本国法人に及ぶ	本国法人に及ぶ	原則、本国法人に及ばない	原則、本国法人に及ばない
利益に対する課税	-	原則として日本国内で発生した所得に対して課税	株式会社の利益及び株主への利益配当に対して課税	合同会社の利益及び社員への利益配当に対して課税
内国法人への移行の可否	不可（内国法人を別途設立し、個別に資産・負債、契約関係を移行する必要がある）	不可（内国法人を別途設立し、個別に資産・負債、契約関係を移行する必要がある）	合同会社への組織変更が可能	株式会社への組織変更が可能
撤退の手続	法定されていない	債権者保護手続として、官報に公告・債権者に個別通知（1 か月以上必要）	債権者保護手続として、官報に公告・債権者に個別通知（2 か月以上必要）	債権者保護手続として、官報に公告・債権者に個別通知（2 か月以上必要）